

# 越後杉流通活性化センター利用規則

(目的)

第1条 この規則は、越後杉流通活性化センター（以下センターという）の利用にあたり、必要な事項を定めて、センターの円滑な利用を図ることを目的とする。

(所在地・連絡先)

第2条 センターの所在地ならびに連絡先は次のとおりとする。

住所	〒950-2144 新潟市西区曾和521-3
連絡先	025-261-7111 (代表)

(定義)

第3条 この規則における「施設」とは研修棟（ホール）ならびに会議室ならびに駐車場をいう。

(利用時間および休館日)

第4条 施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

1 休館日は次の各号に掲げる日とする。

8月12日から16日の間ならびに12月29日から翌年の1月5日までの日

2 前2項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、利用時間および休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第5条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ管理者に別紙申込書により申請のうえ、許可を受けなければならない。

2 申込にあたり、管理者が認めたときは、前項の手続を省略することができる。

3 管理者は施設の管理上必要があるときは、利用の許可について条件をつけることができる。

(利用の不許可等)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公益を害し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物または付属設備をき損するおそれがあると認めるとき。

(3) 施設管理上、支障があると認めるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。

(5) その他施設を利用させることが適当でないとき。

(火災・事故防止)

第7条 施設内は全面禁煙とする。

2 発火性、爆発性のある物ならびに刃物等の持ち込みは固く禁ずる。

3 万が一火災が発生したときは、速やかに管理者に報告しなければならない。

4 施設内の事故・盗難については、管理者は責任を負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用許可を受けた者は(以下「利用者」という)は、許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消等)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) この規則等に違反したとき。
- (2) 第6条各号に該当する理由が発生したとき。
- (3) 虚偽、その他不正な行為により、利用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (4) その他管理者が特に必要と認めるとき。

2 前項の取消等によって利用者が受けた損害については、管理者は補償の責めを負わない。

(利用料)

第10条 利用希望者は別表に定める利用料を利用時まで指定口座に前納しなければならない。ただし管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 施設を使用した後の利用料は返還しない。ただし管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、施設の使用を終了したとき、又は使用の許可を取消し、若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに原状を回復させなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、施設を損傷又は滅失したときは、すみやかに、その損害を賠償しなければならない。

(入館制限)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の病気にかかっている者。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携行する者。
- (3) 公の秩序又は健全な風俗をみだすおそれがあると認める者。
- (4) その他施設の管理上、支障があると認める者。

(その他)

第14条 その他、この規則にない事項については、管理者が定める。

附則 この規則は平成24年4月26日より施行する。

別表（第5条関係）

平成 年 月 日

新潟県森林組合連合会 様

Fax 025-261-0526

申請者

住所

団体名

氏名（代表者名）

電話番号

越後森林館（越後杉流通活性化センター）利用申込書

下記のとおり、施設を利用したいので、申請します。

記

利用施設名					
利用日時	年	月	日～	年	月 日 時～
利用目的					
利用予定人数	人				
利用責任者名等	住所 氏名 連絡先 ( ) -				
その他連絡事項					
管理者記入欄					
	・許可します (使用条件)  ・許可しない (理由)				

別表（第10条関係）

越後杉流通活性化センター利用料

使用区分／時間区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時から正午 まで	1時から5時 まで	6時から9時 まで	午前9時から 午後5時まで
研修棟（多目的 ホール） （定員 100 名）	平日	18,000円	20,000円	19,000円	35,000円
	土曜 日曜 休日	20,000円	23,000円	21,500円	38,000円
会議室 （定員 50 名）	平日	7,000円	8,000円	7,500円	12,000円
	土曜 日曜 休日	8,500円	8,500円	—	15,000円
プロジェクター	1回	5,000円			
スクリーン	1回	1,500円			

◆注意

- 利用料は消費税込みとなっております。
- 使用料表に記載の利用時間および定員は遵守ください。
- 利用料は銀行振込でお願いします。
- 設営は利用者においてお願いします。
- 会議で使用される物品等は、当日に利用者においてお持込みください。
- 会議等で生じた廃棄物等については、利用者においてお持ち帰りください。
- 車は指定する駐車場にお停め下さい。

◆利用料振込先口座

- 第四銀行古町支店 普通預金口座 0500505  
口座名義 新潟県森林組合連合会